

審議会の今後の進め方（案）について

1 使用料及び手数料の定義等

(1) 使用料

使用料とは、一般的に市が所有・管理する施設を利用したときに、受益を受ける人から実費負担的な意味で徴収する収入をいいます。

使用料を徴収する根拠としては、地方自治法第 225 条に「普通地方公共団体は、行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。」と定められており、必ず市の条例で具体的な項目・金額を定める必要があります。条例は、議会の議決事項であり、あわせて施行について広く利用者に周知する必要があります。

なお、基本的に市が徴収する市営住宅の家賃のように法律等で算出基礎を定めているものや、墓地の永代使用料のように建設費に応じて決定するものについては、審議会による見直しの対象外としています。

(使用料の例)

自転車駐車場使用料，老人福祉施設使用料，墓地公園使用料，斎場使用料，植物公園入園料，市営駐車場使用料，幼稚園保育料，下水道使用料，農業集落排水処理施設使用料

(2) 手数料

一般的に使用料が主に物的施設からの受益に対する対価であるのに対し、手数料は、市が提供する人的な役務に対する対価として徴収する収入です。

手数料を徴収する根拠としては、地方自治法 227 条に「普通公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」と定められており、使用料と同様に条例で具体的な項目・金額について定める必要があります。

なお、政令や県条例に定めのあるものなどについては、審議会による見直しの対象外としています。

(手数料の例)

納税証明書交付手数料，印鑑登録証明書交付手数料，住民基本台帳手数料，犬の登録手数料，ごみ処理手数料，し尿処理手数料，幼稚園入園手数料

2 過去の審議会の経過

(1) 審議会の開催状況

使用料及び手数料の全般にわたる見直しのため、これまで使用料等審議会を3回開催しています。

	年度	審議内容
第1回	平成16年度	・その他の使用料及び手数料の見直し (下水道, 農業集落排水処理施設使用料を除く)
	平成17年度	・下水道, 農業集落排水処理施設使用料の見直し
第2回	平成20年度	・下水道, 農業集落排水処理施設使用料の見直し ・その他の使用料及び手数料の見直し
第3回	平成24年度	・下水道, 農業集落排水処理施設使用料の見直し
	平成25年度	・その他の使用料及び手数料の見直し

(2) 前回(平成24, 25年度)の審議会答申に基づく改定状況

平成24, 25年度の審議会答申[資料4]に基づき, [資料5]のとおり使用料及び手数料の改定を実施しています。

3 審議会の今後の進め方(案)

下水道及び農業集落排水処理施設使用料, その他の使用料及び手数料の順番で, 3年ごとに見直しを行うことを基本として, 下表のスケジュールにより審議会を実施したいと考えております。

また, 水戸市附属機関の会議の公開に関する規程に基づき, 本市の附属機関の会議は, 原則として公開により行います。公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認めるときは, 例外的に会議を公開しないことができますが, 市民生活に密接に関わる使用料及び手数料について審議する当審議会の性質を鑑み, 事務局としては, 今後の会議についても, 原則どおり公開により実施したいと考えております。

年 度	内 容
平成27年度	下水道, 農業集落排水処理施設使用料の見直し (具体的検討内容) ・当面の目標とすべき受益者負担率 ・年次的な料金改定計画 ・平成28年度の改定率
平成28年度	その他の使用料及び手数料の見直し

○水戸市行財政改革プラン 2013（抜粋）

実施項目名	25 受益者負担の適正化		財務部財政課，各部各課		
現状・課題	<p>受益と負担の適正化を図るため，各種サービスにおける使用料や手数料については，定期的な見直しを実施している。</p> <p>また，サービスの内容変更や施設の更新等を実施したものについては，適宜，料金等の見直しを行っている。</p>				
実施内容	<p>① 下水道・農業集落排水施設使用料は，平成 24 年度に検討を行い，平成 25 年度に改定を実施する。</p> <p>② 下水道事業は，事業の経営状況の正確な把握を行うため，公営企業法における財務規定の適用に向けた準備を進める。</p> <p>③ その他の使用料・手数料は，平成 25 年度に検討を行い，平成 26 年度に改定を実施する。</p> <p>④ 現在は使用料・手数料を徴収していない行政サービスについても，受益者負担の適正化の観点から，有料化に向けた検討を行う。</p>				
実施年次		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
	下水道・農業集落排水施設使用料の改定	→ 改定の実施		→ 改定の検討	
	下水道事業の公営企業化の推進	→ 公営企業法における財務規定の適用に向けた準備			→ 財務規定の適用
	その他の使用料・手数料の改定	→ 改定の検討	→ 改定の実施		
	新たな使用料・手数料の検討	→ 新たな使用料・手数料等の検討			
目指すべき成果	<p>① 受益者負担の適正化</p> <p>② 住民負担の公平性の確保</p>				